



保医発0622第3号  
平成24年6月22日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

ペンレステープ18mg及びイメンドカプセルセット、イメンドカプセル80mg、  
同125mgの薬事法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項通知の一部改正について

標記については、それぞれ、「薬価基準の一部改正に伴う留意事項について」（平成6年12月2日保険発第170号）及び「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成21年12月11日保医発1211第4号）において、保険適用上の取扱いに係る留意事項を通知しているところですが、平成24年6月22日付けで本薬剤の薬事法上の用法・用量等が変更されたことに伴い、同留意事項の一部を下記のとおり改正し、平成24年6月22日から適用することとしますので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

#### 記

##### 1 ペンレステープ18mgに係る留意事項について

「薬価基準の一部改正に伴う留意事項について」（平成6年12月2日保険発第170号）の記の1の(4)の②を次のように改める。

ア 本薬剤は、「1. 静脈留置針穿刺時の疼痛緩和 2. 伝染性軟属腫摘除時の疼痛緩和」に使用した場合に算定するものであること。

イ この場合、翼状針は留置針に含まれないこと。

ウ 本薬剤の薬剤料は麻酔の部において算定するが、これに伴う手技料は算定できないこと。

##### 2 イメンドカプセルセット、イメンドカプセル80mg、同125mgに係る留意事項について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成21年12月11日保医発1211第4号）の記の2の(2)を次のように改める。

本製剤の用法・用量は、「他の制吐剤との併用において、通常、成人及び12歳以上の小児にはアプレピタントとして抗悪性腫瘍剤投与1日目は125mgを、2日目以降は80mgを1日1回、経口投与する。」とされているが、3日分を1包装として1セット規格になっている製剤については、以下に示す例を参考に請求を行うこと。

例)

- ① イメンドカプセル125mg 1カプセル  
1日1回 朝食後 1日分
  
- ② イメンドカプセル80mg 1カプセル  
1日1回 朝食後 2日分  
(①を服用後、2日目から服用)

(参考：新旧対照表)

◎「薬価基準の一部改正に伴う留意事項について」(平成6年12月2日保険発第170号)記1の(4)の②

改正後	現 行
1 (4) ② ペンレステープ 18mg に関する保険適用の上の取扱い ア 本製剤は、「 <u>1. 静脈留置針穿刺時の疼痛緩和</u> <u>2. 伝染性軟属腫摘除時の疼痛緩和</u> 」に使用した場合に算定するものであること。 イ この場合、翼状針は留置針に含まれないこと。 ウ 本製剤の薬剤料は麻酔の部において算定するが、これに伴う手技料は算定できないこと。	1 (4) ② ペンレステープ 18mg に関する保険適用の上の取扱い ア 本製剤は、「 <u>静脈留置針穿刺時の疼痛緩和</u> 」に使用した場合に算定するものであること。 イ この場合、翼状針は留置針に含まれないこと。 ウ 本製剤の薬剤料は麻酔の部において算定するが、これに伴う手技料は算定できないこと。

◎使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正について(平成21年12月11日保医発1211第4号)記2の(2)

改正後	現 行
2 (2) イメンドカプセルセット、イメンドカプセル 80mg、イメンドカプセル 125mg 本製剤の用法・用量は、「他の制吐剤との併用において、通常、 <u>成人及び 12 歳以上の小児にはアプレピタントとして抗悪性腫瘍剤投与 1 日目は 125mg を、2 日目以降は 80mg を 1 日 1 回、経口投与する。</u> 」とされているが、3 日分を 1 包装として 1 セット規格になっている製剤については、以下に示す例を参考に請求を行うこと。  例) ① イメンドカプセル 125mg 1 カプセル 1 日 1 回 朝食後 1 日分 ② イメンドカプセル 80mg 1 カプセル 1 日 1 回 朝食後 2 日分 (①を服用後、2 日目から服用)	2 (2) イメンドカプセルセット、イメンドカプセル 80mg、イメンドカプセル 125mg 本製剤の用法・用量は、「他の制吐剤との併用において、通常、 <u>成人にはアプレピタントとして抗悪性腫瘍剤投与 1 日目は 125mg を、2 日目以降は 80mg を 1 日 1 回、経口投与する。</u> 」とされているが、3 日分を 1 包装として 1 セット規格になっている製剤については、以下に示す例を参考に請求を行うこと。  例) ① イメンドカプセル 125mg 1 カプセル 1 日 1 回 朝食後 1 日分 ② イメンドカプセル 80mg 1 カプセル 1 日 1 回 朝食後 2 日分 (①を服用後、2 日目から服用)